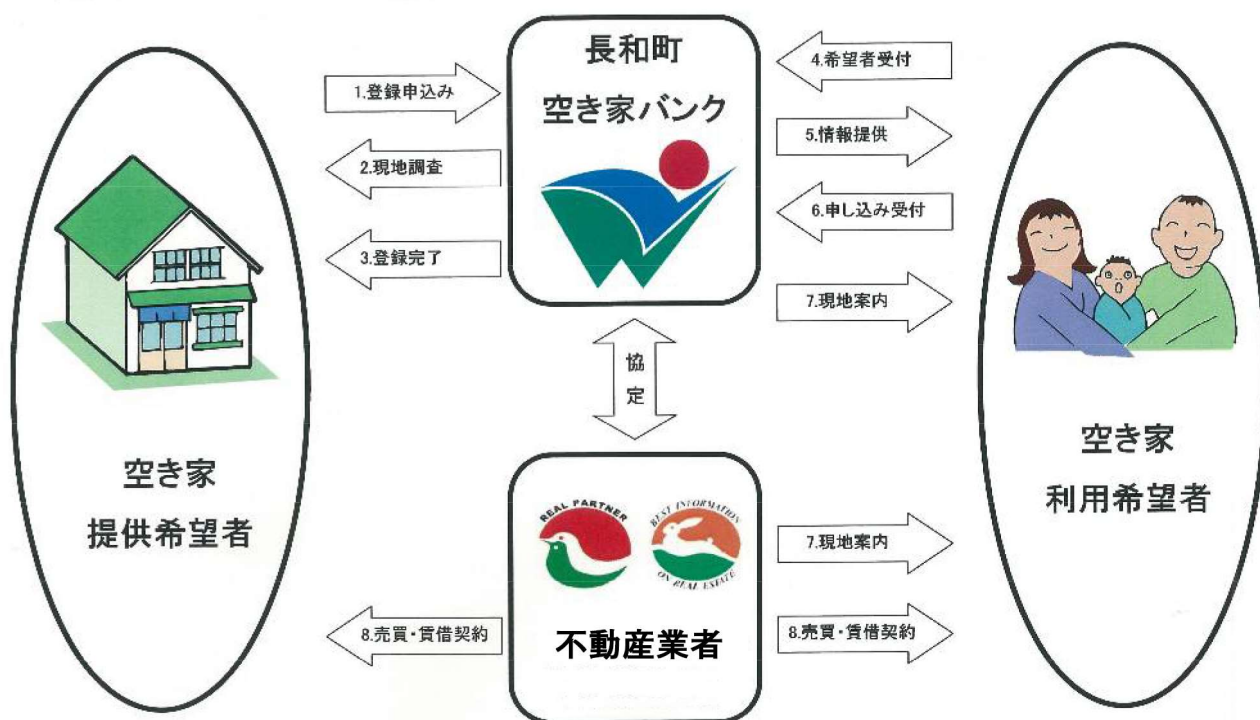


長和町空き家登録制度がスタートしました

当町のような過疎山間地域においては、近年の核家族化や少子化、特に後継者の転出等により空き家が増加しています。

このような現状を受け、町では空き家対策の施策として平成 25 年 3 月に「長和町空き家等の適正管理に関する条例」の制定し、今回は町内の空き家物件情報を町のホームページ上などで提供する仕組み、「長和町空き家情報登録制度」をスタートいたしました。

長和町空き家バンクフォロー図



お問い合わせ先 : 長和町役場 総合政策課 移住定住係

電話 : 0268-75-2066 F A X : 0268-68-4139

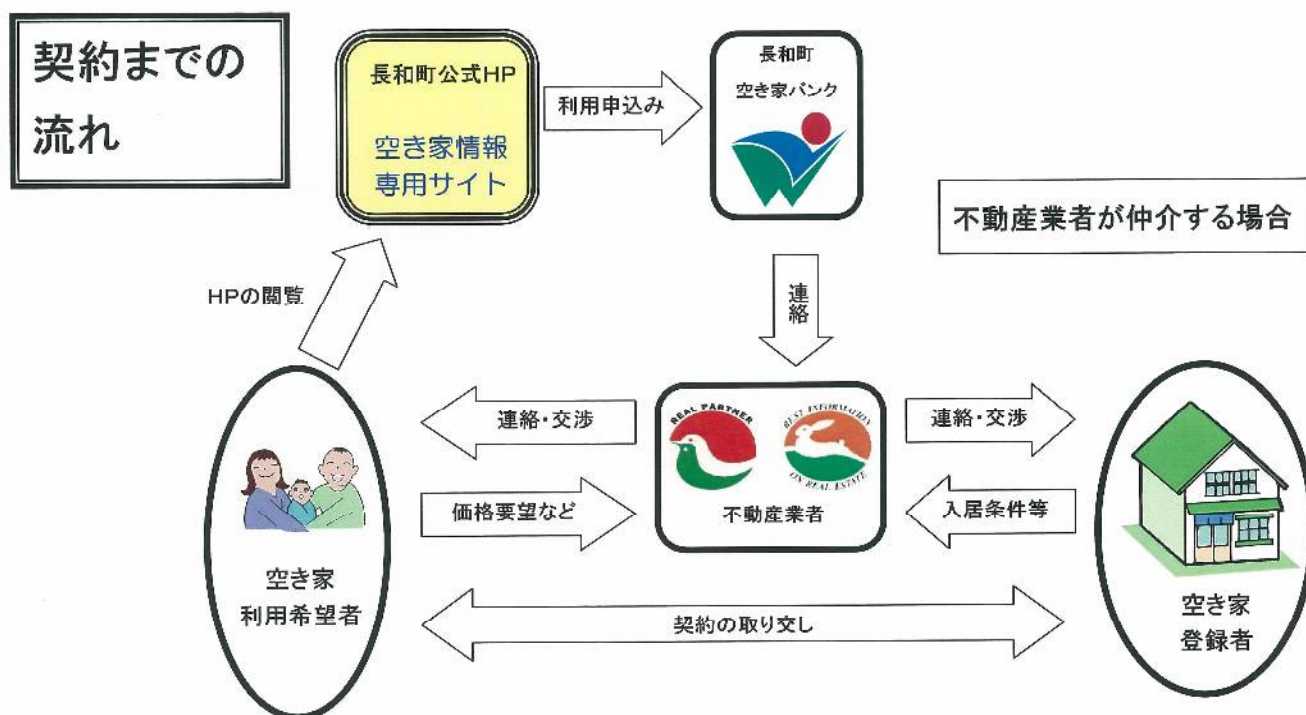
メールアドレス : ijyu@town.nagawa.nagano.jp

空き家を「借りたい」、「買いたい」皆様へ

空き家を借りたいまたは買いたいという方は、以下の書類に必要事項を記入の上、総合政策課移住定住係まで提出してください。

- ステップ1：登録の際に必要な書類**
- ・空き家情報利用登録申込書(様式第7号) 4ページ
 - ・空き家情報利用誓約書(様式第8号) 5ページ

- ステップ2：希望する物件の交渉開始の際に必要な書類**
- ・空き家情報物件交渉申込書(様式第12号) 7ページ



※必ずお読みください

○町では、「利用希望者」に対して空き家の情報の提供や連絡調整のみを行い、「所有者」と「利用希望者」間で行う賃貸借・売買に関する交渉、契約等の仲介などの行為は一切行いません。特に土地建物の価格や家賃相場のお問い合わせに対して、町は対応いたしません。

また、「所有者」と「利用希望者」の両者間で発生した契約等に関するトラブル等について、町では一切関与いたしません。そのような問題を未然に防ぐためにも、町と協定を結んだ宅建業者等の仲介を強くお勧めいたします。

○希望物件が宅建業者の仲介で登録されている場合、宅地建物取引業者の規定に基づく報酬が発生します。

○宅建業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく範囲となります。

(目的)

第1条 この要綱は、空き家情報登録制度について必要な事項を定めることにより、町内における空き家を有効活用し、町民と都市住民等との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が専ら自己の居住の用に供するため町の区域内に建築した建物であって、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
ただし、工場や店舗等の事業の用に供することを目的とするもの、アパート等の賃貸、分譲を目的とするもの、及び別荘を除く。
- (3) 空き家希望者 町内へ定住または定期的に滞在すること等を目的として、空き家の利用を希望する個人をいう。

(業務)

第4条 町長は、この要綱において、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第5条第2項の規定による登録を受けた物件所有者が売却又は賃貸を希望する空き家の情報を第8条第2項の登録を受けた空き家希望者へ提供する業務
 - (2) 空き家情報登録制度の利用の拡大に関する業務
 - (3) 空き家希望者が空き家へ移住又は定期的に滞在することに関して支援する業務
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、空き家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約並びにこれらに関するトラブルについては、一切これに関与しないものとする。

(情報提供及び利用登録)

第8条 空き家に関する情報提供を受けようとする空き家希望者は、空き家情報利用登録申込書（様式第7号）に誓約書（様式第8号）を添えて町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは空き家情報利用登録台帳に登録するとともに、空き家情報利用登録完了書（様式第9号）により当該空き家希望者に通知するものとする。

(利用登録の抹消)

第9条 町長は、空き家情報利用登録台帳に登録した日から2年を経過した前条第2項の規定による登録を受けた空き家希望者（以下「登録空き家希望者」という。）については、当該台帳における登録を抹消するものとする。ただし、再度の登録を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、登録空き家希望者から空き家情報利用登録台帳における登録抹消の申し出があったときは、当該台帳における登録を抹消するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長は、登録空き家希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報利用登録台帳における登録を抹消することができる。この場合において、町長は、直ちに空き家情報利用登録抹消通知書（様式第10号）によりその旨を、登録空き家希望者に通知するものとする。
 - (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 登録空き家希望者が交渉を希望する登録物件のあるときは、空き家情報物件交渉申込書（様式第12号）に希望物件の番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合は、当該登録物件所有者へその旨を通知するものとする。この場合において、第12条の規定による当該登録物件所有者の空き家の売買又は賃借の代理又は仲介（以下「仲介等」という。）を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。
- 3 前項の通知を受けた登録物件所有者又は仲介等を行なう者は、遅滞なく当該登録空き家希望者と交渉し、町長へその交渉内容を報告するものとする。

(登録物件所有者と登録空き家希望者の交渉等)

第12条 町長は、仲介等を業とする者であって、登録物件所有者と登録空き家希望者との交渉を円滑に行うための幅広い知識を有すると認めるものと、仲介等に関する協定を締結するものとする。

- 2 登録物件所有者は、登録空き家希望者との仲介等を希望するときは、前項の規定により町長と協定を結ぶ者に、町長を通じて依頼するものとする。

年 月 日

長和町長

様

申請者

印

長和町空き家情報利用登録申込書

長和町空き家情報登録制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり利用を申し込みます。

住 所			
氏 名			年 齢 歳
TEL		FAX	
E-Mail			
利用目的			
利用方法等	定住の別	1 定住 2 定期的利用 3 その他（ ）	
	売買又は賃貸の別及び希望価格	1 買いたい 希望価格 円程度 2 借りたい 希望家賃 円／月程度 3 どちらでもよい（上記1、2に金額を記入）	
	居住予定人数	人	
希望条件等			
情報閲覧方法	1 インターネット 2 来庁 3 郵送 4 ファックス 5 E-Mail 6 その他（ ）		

※町がこの申込みによって知り得た個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓 約 書

長和町長

様

私は、長和町空き家情報登録制度の利用申し込みにあたり、同制度の趣旨等を理解し、申込書記載事項に偽りなく、下記事項を遵守することを誓約します。

なお、長和町空き家情報登録制度への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

また、今後空き家を利用することとなったときは、長和町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、地域活動等にも積極的に参加しながら、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

記

- 1 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与します。
- 2 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、長和町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

移住定住に関する情報

長和町ホームページ

- **長和町空き家情報専用サイト** https://www.town.nagawa.nagano.jp/kurashi/iju_teiju/akiyabank/967.html

町内の空き家を検索できる専用サイトです。
利用申し込みに必要な書類もこちらからダウンロードできます。

- **長和町公式ホームページ** <https://www.town.nagawa.nagano.jp/index.html>

長和町の公式ホームページです。
暮らしの情報や各種施設についてはこちらをご覧ください。

外部リンク

- **信州上田地域 田舎暮らし** <https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/iju/5686.html>

信州上田地域（上田市・東御市・青木村・長和町）を紹介しているホームページです。
実際に移住された方のコメントなども掲載されています。

- **田舎暮らし「楽園信州」** <https://www.rakuen-shinsyu.jp/>

「田舎暮らし」に関連する魅力溢れる情報を、インターネットを介して発信し、体験～滞在～移住へと、地域の外からの人の集積を促進して『地域の活性化』を図り、住民自らが体験や移住を希望される人の受け皿づくりへ参画し、『地域の自律』を目指すためのサイトです。

- **U I Jターン就業・創業移住支援事業** <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/koyo/kyufukin/20190401.html>

長野県と県内市町村では、県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに首都圏等から長野県内への移住促進を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県又は大阪府から移住し、県内で一定の就業している方又は創業をしようとする方に対し、移住支援金を支給しています。

- **信州で農業を始めてみませんか
（長野県新規就農情報）** <https://www.pref.nagano.lg.jp/noson/sangyo/nogyo/shinki/nogyo/index.html>

長野県で農業を始めようとお考えの皆さまに、就農相談会、研修制度、融資制度などをご案内しているサイトです。

- **住まいの情報(住一むず)** <https://sumuz.jp/>

信州の住まい探し情報を提供するサイトです。



年 月 日

長和町長

様

利用物件申込者

印

長和町空き家情報物件交渉申込書

長和町空き家情報登録制度実施要綱第 11 条の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号：

※希望物件が宅建業者の仲介の場合、宅地建物取引業業者の規定に基づく報酬が発生します。

申 込 者

住 所：

氏 名：

年 齢： （生年月日 年 月 日）

電 話 番 号： 自 宅

携 帯

ファックス

E メール：

同 居 構 成：

①氏名	続柄	年齢	歳
②氏名	続柄	年齢	歳
③氏名	続柄	年齢	歳
④氏名	続柄	年齢	歳
⑤氏名	続柄	年齢	歳